

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年4月2日(2015.4.2)

【公表番号】特表2014-511501(P2014-511501A)

【公表日】平成26年5月15日(2014.5.15)

【年通号数】公開・登録公報2014-025

【出願番号】特願2013-554030(P2013-554030)

【国際特許分類】

G 02 B 27/22 (2006.01)

H 04 N 13/04 (2006.01)

G 03 B 35/24 (2006.01)

【F I】

G 02 B 27/22

H 04 N 13/04

G 03 B 35/24

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月12日(2015.2.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

口ウ及びカラムに配置されるピクセルのアレイを備える表示パネルであって、前記ピクセルの各々が、少なくとも3つの異なる色のサブピクセルを含む少なくとも4つのサブピクセルを有する表示パネル、

ユーザに向けて複数のビューを異なる方向に投射するために前記表示パネル上に配置され、異なる方向においてユーザに向けて投射される前記複数のビューへと前記サブピクセルのグループの出力を投射し、それにより自動立体視画像を可能にするためのレンチキュラレンズを有するレンチキュラ・アレイであって、前記レンチキュラレンズは、一般的なカラム・ピクセル方向に対して角度 θ で傾斜する長軸を持ち、ピッチが P_L である、レンチキュラ・アレイ、

を有する自動立体視表示装置であって、

各々のピクセルは、一般的な口ウ方向における幅 p_x 及び一般的なカラム方向における高さ p_y を有し、

$$\tan(\theta) = \frac{ap_x}{bp_y}$$

であり、ピクセルの前記口ウは、水平なディスプレイ上端に対して平行であり、ピクセルの前記カラムは、ディスプレイ側端に対して平行であり、a及びbは正の整数であり、

$$\underline{P_L = \frac{n_1}{n_2} \cdot p_x}$$

であり、 n_1 及び n_2 は正の整数であり、
 n_1/n_2 が非整数であり、

$$\underline{\frac{a}{b} = \frac{1}{q \cdot m}}$$

であって、 q はピクセル毎の異なる色のサブピクセルの数であり、 m は正の整数である、装置。

【請求項 2】

$n_2 = q$ である請求項1に記載の装置。

【請求項 3】

$q=4$ であり、

$$\tan(\theta) = \frac{1}{2m} \frac{p_x}{p_y}$$

及び

$$\underline{P_L = \frac{n}{4} \cdot p_x}$$

であって、 m 及び n は正の整数である、請求項2に記載の装置。

【請求項 4】

$n=4k+1$ であり、 k は正の整数である、請求項3に記載の装置。

【請求項 5】

$p_x/p_y = 1$ 、 $m = 1$ 及び $n = 5$ である、請求項4に記載の装置。

【請求項 6】

$p_x/p_y = 2/3$ 、 $m = 1$ 及び $n = 9$ である、請求項4に記載の装置。

【請求項 7】

各々のピクセルが、サブピクセルの4つのカラム及びサブピクセルの2つのロウを有し、各カラムは異なる色であり、2つのカラムを合わせた幅が、他の2つのカラムを合わせた幅に等しい、請求項3から請求項6のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 8】

ピクセルがRGBWピクセルを有し、ピクセル・カラム幅が全て同じである、請求項7に記載の装置。

【請求項 9】

各々のピクセルが、サブピクセルの4つのカラムを備えるRGBYピクセルを有し、 $p_x/p_y = 1$ 、 $m = 3$ 及び $n = 4k+2$ であり、 k は正の整数である、請求項3に記載の装置。

【請求項 10】

$k = 2$ である請求項9に記載の装置。

【請求項 11】

赤及び青のサブピクセルが同じ幅を有し、緑及び黄のサブピクセルが同じ幅を有する、請求項10に記載の装置。

【請求項 12】

黄及び緑のサブピクセルが、赤及び青のサブピクセルよりも幅が狭い、請求項11に記載の装置。